

農業委員会だより

発行・編集：町田市農業委員会・農業委員会だより編集委員会

町田市森野2-2-22 Tel: 042-724-2169

第63回東京都農業委員会・農業者大会受賞者紹介

毎年開催されていた東京都農業委員会・農業者大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、町田市庁舎（第一委員会室）において表彰伝達式が行われ、市内農業者の方々が次の賞を受賞されましたのでご紹介いたします。



【企業的農業経営顕彰受賞】

＜東京都知事賞・東京都農業会議会長賞＞
鎌田 勝 様・裕子 様（図師町）

新鮮な多品目野菜を生産し、学校給食に出荷するなどの経営が評価されました。

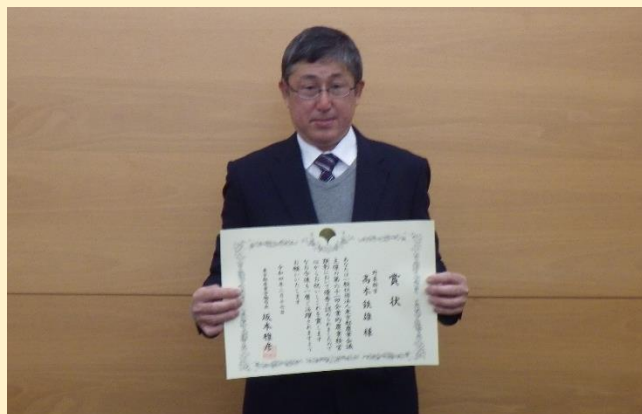
露地と施設栽培を組み合わせた生産方式で端境期の解消を図り、JAのアグリハウスと市内の学校給食向けに野菜を長期間安定的に出荷しています。

【企業的農業経営顕彰受賞】

＜東京都産業労働局長賞・東京都農業会議会長賞＞
高木 鉄雄 様（図師町）

意欲的に経営改善に努め、露地野菜を地域に供給する経営が評価されました。

露地栽培により、季節ごとに収穫される野菜の全てをJAのアグリハウスで販売しています。省力化や販路拡大を視野に入れ、更なる経営の安定を目指しています。



【農業後継者顕彰受賞】

＜東京都農業会議会長賞＞
小島 優 様（小野路町）

祖父から農地を引き継ぎ、長ネギや野菜苗を生産しています。

主な販売方法はJAのアグリハウスへの出荷で、今後はさらに出荷量を増やしていく予定です。また、SNSを活用して珍しい野菜の情報などを多くの方に発信することを検討しており、今後の活躍が大変期待されています。



新しい農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

町田市農業委員会では、2022年3月31日の任期満了に伴い、町田市による農業委員の募集が行われ、選考の結果14名が選出され、議会の同意を得て市長により任命がなされました。また、農地利用最適化推進委員については、町田市農業委員会の選考の結果6名が選出され、委嘱されました。

なお、2022年度第1回農業委員会総会が4月1日に開催され、会長に吉川 庄衛委員、会長職務代理者に横田 竜雄委員がそれぞれ互選され、就任しました。

また、退任された委員の皆様、農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございました。

第27期農業委員会（20名）

◆堺地区

会長

- ① 吉川 庄衛（農）
- ② 三区、下相原第一～第五



- ① 北島 進（農）
- ② 丸山、中相原、大戸東部・中部・西部



新任

- ① 臼井 友昭（推）
- ② 上・下馬場、小山中村、片所、沼東部・西部、御獄堂、田端

◆忠生地区



- ① 若林 進（農）
- ② 大善、薄山、関堂、竹桜、大竜



- ① 石川 篤資（農）
- ② 八坂、上・下横町、木曽中央、上宿



新任

- ① 佐藤 博夫（農）
- ② 常盤、平、谷戸、下根



新任

- ① 志村 秀夫（農）
- ② 上根岸、下根岸、矢部第一～第二



新任

- ① 井上 令士（推）
- ② 図師東部・中部・西部、上山崎、下山崎

◆項目説明

- ①氏名
- ②担当地区（支部）
- ※（農）：農業委員
- （推）：農地利用最適化推進委員

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

◆町田地区



- ① 土方 明（農）
- ② 森野第一～第二、森野中村



- ① 佐藤 孝一（農）
- ② 原町田第一～第三、南大谷第一～第二、玉川学園、東玉川学園、（中町）



新任

- ① 矢沢 正一（推）
- ② 今井、後田、原、東、向村、宿、下、（本町田、旭町）



新任

- ① 園部 直孝（農）
- ② 能ヶ谷第一～第三、上三輪第一～第三、下三輪

◆南地区



会長職務代理

- ① 横田 竜雄（農）
- ② 鶴間第一～第二、町谷、町谷原、町谷第一



- ① 大貫 行雄（農）
- ② 金森第一～第二、西田



- ① 山下 幸光（農）
- ② 小川第一・第三、小川台、小川下、小川辻、（つくし野、南つくし野）



新任

- ① 石井 伸一（推）
- ② 成瀬第一、西ノ久保、成瀬原、三ツ又、成瀬中村、山吹、奈良谷戸、高ヶ坂第一～第二

◆鶴川地区



- ① 石坂 至孝（農）
- ② 野津田第一～第二、綾部、野津田東部



- ① 大塚 勉（農）
- ② 真光寺西部・東部、広袴



新任

- ① 神蔵 公夫（推）
- ② 金井第一～第三、金井東部・木倉、井の花、大蔵中央・西部・東部、関山



新任

- ① 本橋 光（推）
- ② 小野路第一～第三、下堤

2022 年度農業委員会活動方針

町田市農業委員会は東京都農業委員会会長集会における「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」を基本に町田市農業振興計画の趣旨に基づき、農地の保全および利活用を進めるため、下記の方針で活動を展開します。

- (1) 農地の保全に向けた取り組み
- (2) 農地利用最適化の推進
- (3) 農業振興施策の推進
- (4) 情報活動の推進
- (5) 農業のある地域づくりの推進

第 48 回農業委員会等功労者表彰受賞者紹介

一般社団法人東京都農業会議の表彰事業で、過日北島 進委員（相原町）が農業委員会等功労者賞（農業委員・農地利用最適化推進委員部門）を受章されました。

この賞は、農業委員・農地利用最適化推進委員として通算 15 年以上在任された委員に授与されるものです。

北島 進委員は、2006 年 10 月から現在までの間、長年町田市農業委員としてご尽力いただいております。ご受賞、大変おめでとうございます。



【北島委員 経歴】		1993 年	関東農政局局長賞受賞（バラ）
1966 年	農業従事	2006 年	町田市農業委員に就任（現職）
1984 年	東京都知事賞受賞（バラ）	2015 年	東京都知事賞受賞（プロッコリー）
1986 年	日本花き生産協会会長賞受賞（バラ）	2017 年	東京都産業労働局局長賞受賞（キュウリ）

農業振興課からのお知らせ

収穫体験農園・農業体験農園を開設されている皆様へ●町田市HPで集客PRをしませんか

町田市HPでは、収穫体験農園・農業体験農園をご紹介しますコーナーがございます。掲載をご希望の方は、お気軽に農業振興課までご連絡ください。

町田市農業研修場 11 期生が修了をしました

今年度は 9 人の方が修了されました。今後は援農ボランティアもしくは新規就農者としての活躍が予定されております。修了生の皆様への暖かいご声援を何卒よろしくお願いいたします。

<参加者募集>

**町田市農業祭
営農技術競技会（立毛審査）**

◎立毛審査とは
市内農家の畑やビニールハウスで行う収穫・出荷前の農産物のコンテストです。

◎日程・応募スケジュール
新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、実施品目や日程を決定します。
詳細につきましては、町田市HP等でお知らせします。

生産緑地について農家の皆様へ

生産緑地対策委員長 土方 明

生産緑地とは、市街化区域内に存在する農地であり、税制上で固定資産税（地方税）の軽減と相続税（国税）の猶予が受けられる農地です。市街化区域内で食料の生産だけではなく、緑地空間や災害時の避難場所等多目的な機能を果たす、貴重なオープンスペースでもあります。税制上の特典を受けながらこれらの機能を果たしていくためには、日頃のしっかりとした肥培管理が必要です。

この貴重な生産緑地も、相続時等の解除により年々減少傾向にあるとともに、主に高齢化等に伴う担い手不足が原因で維持管理が難しくなってきました。その対策の一つとして、2018年9月1日に都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下 円滑化法）が施行されました。人手不足を解消し、納税猶予制度を受けていても安心して貸借ができる法律です。町田市においてもJA町田市と連携し（相談、斡旋等）、市民農園や農地の賃貸借、個人やNPO法人等多数の協定が結ばれ、円滑化法の活用が始まっております。今後一層の活用が望まれます。

一方、市街化区域内の農地は住宅地に囲まれ、市民の方の目に触れる機会も多く、ご意見や苦情が寄せられています。このような実情に対し農業委員会としては、各担当地域の委員による現地調査等を行い、農家の方へ内容をお伝えし、具体的な対応をお願いしているところです。

生産緑地法とそれに関する制度は「農地を肥培管理する」という前提で成り立っています。このことを十分にご理解いただき肥培管理を怠ることのないようお願いしたいと思います。農家、JA町田市、農業委員会が三位一体となり「農地は都市にあるべきもの」という理念のもと、多くの農地を次世代に引き継げるように、力を合わせて行こうではありませんか。

農地の適正な管理をお願いします！

●農地の所有者などは、農地を適正に利用する「責務」があります

農地法第1条には「農地は国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源」であることが明記され、農地を所有している者など（農地を借りて使用している者を含む）は、「農地を適正かつ効率的に利用しなくてはならない責務」があると農地法第2条の2に規定されています。

●農地とは

農地法第2条に『「農地」とは、耕作の用に供される土地』と規定されています。



●定期的な草刈り・耕耘と適正な作付けをお願いします

雑草が繁茂していると、病虫害の原因となるほか、周辺の農地や生活環境に悪影響を及ぼす場合があります。定期的に草刈りや耕耘を行い、いつでも作付けできる状態を維持するとともに、適正な作付けをお願いします。

●野焼きの原則禁止にご協力をお願いいたします！

農業を営むためのやむを得ない場合を除き、廃棄物を焼却する「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。やむを得ず焼却する場合でも風向き等を考慮して近隣への生活環境への影響が及ぼさないようになるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】 町田市農業委員会事務局

電話：042-724-2169

農業委員会事務局からのお知らせ

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します！

農業委員会では、農地法30条に基づき、農地の保全管理の徹底と利用促進を図るため、7月から8月にかけて農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します。

昨年の実施時は多くの農地が適正に利用されていた一方で、十分に活かされていない農地も一部見受けられました。農地法では「農地について適正な利用を確保すること」とされています。特に生産緑地及び相続税納税猶予農地は、税制上の優遇措置を受けており、耕作義務が課せられています。農地の肥培管理をしっかり行わなければ優遇措置が見直される可能性があるとともに、周辺の方々のご迷惑にもなります。改善が必要とされた農地については、肥培管理の指導や、農地法32条に基づき、今後の農地利用に関する意向調査を実施させていただきます。

なお、農地利用状況調査（農地パトロール）は、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員が実施しますのでご協力をお願いします。

熱中症に十分ご注意ください！

農作業をされる際は、熱中症予防に以下の点を心がけるようお願いします。

- 水分・塩分補給…喉が渇いていなくてもこまめに水分及び塩分を補給するようにしましょう。
- こまめな休憩…日陰になる場所など、できる限り涼しい場所で適宜休憩をしましょう。
- 天気予報と体調…急に暑くなる日は要注意です。体調不良時はムリをしないでください。
- 服装…帽子で日差しを遮り、できる限り熱を逃がしやすい服装にするようにしてください。
- 安全な作業環境…作業はできるだけ2人以上で、暑いハウスの中は風通しを良くしましょう。

●農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は加入者・受給者数に左右されにくい積立方式での公的年金です。支払う保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、節税の面からも有利です。農業者の皆さま、ぜひご加入ください。

●全国農業新聞を読みませんか？

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である、農業委員会系統組織の全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。

★ 購読料 月700円 ★ 発行日 毎週金曜日

●農業における新型コロナウイルス対策等について

町田市のホームページで、国や東京都の主な支援策についてご案内しております。町田市役所 (<https://www.city.machida.tokyo.jp>) で検索し、「農業 コロナ」でサイト内検索してください。

農業委員会事務局の新体制（4月1日付け）

- | | |
|----------------------------|--------|
| ●農業委員会事務局長（経済観光部北部・農政担当部長） | 守田 龍夫 |
| ●農業委員会事務局課長（経済観光部農業振興課長） | 杉山 祐介 |
| ●農業委員会事務局係長 | 萩原 直樹 |
| ●農業委員会事務局係長 | 佐々木 真人 |
| ●農業委員会事務局主任 | 神戸 陽平 |
| ●農業委員会事務局主事 | 勝田 祐斗 |
| ●農業委員会事務局主事 | 北原 紘子 |

編集後記

新年度となり、第27期の町田市農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の活動が新たに始まりました。

広報編集委員会も新たなメンバーを迎え、引き続き農業者の皆様にとって情報の分かりやすい誌面づくりをして参ります。よろしくお願いいたします。

【編集委員長】山下 【編集副委員長】井上 【編集委員】吉川、横田、矢沢、本橋、臼井
農業委員会事務局 TEL 042-724-2169 経済観光部農業振興課 TEL 042-724-2166